



# 温泉分析書

- 1 申請者 東京都渋谷区桜丘町 26-1  
セルリアンタワー 15F  
ジュールジャパン株式会社
- 2 源泉名及び湧出地 富士山十里木天然温泉 裾野 5号 (台帳番号 661-005号)  
裾野市須山字藤原 2255-2677

## 3 湧出地における調査及び試験成績

- (1) 調査及び試験者 一般財団法人静岡県生活科学検査センター  
那須野晃亨 笠井謙太郎
- (2) 調査及び試験年月日 平成29年 4月19日
- (3) 泉温 28.5℃ (調査時の気温 18.7℃)  
湧出量 44.8 L/min (動力 7.5kW 水中ポンプ)
- (4) 知覚的試験 殆ど無色、透明、無味、無臭  
ガス発生なし
- (5) 水素イオン濃度 (pH値) 9.7
- (6) 電気伝導率 (EC値) 20.1 mS/m

## 4 試験室における試験成績

- (1) 試験者 一般財団法人静岡県生活科学検査センター  
那須野晃亨 福澤弘志 森 大地 笠井謙太郎
- (2) 分析終了年月日 平成29年 5月19日
- (3) 知覚的試験 殆ど無色、透明、無味、無臭
- (4) 密度 0.9984 (20℃/4℃)
- (5) 水素イオン濃度 (pH値) 9.80
- (6) 蒸発残留物 0.148 g/kg (110℃)

## 5 試料 1 kg 中の成分、分量及び組成

### (1) 陽イオン

成分	ミリグラム (mg/kg)	ミリバル (mval/kg)	ミリバル% (mval%)
ナトリウムイオン Na+	41.2	1.79	85.24
カルシウムイオン Ca++	6.3	0.31	14.76
陽イオン計	47.5	2.10	100.00



## (2) 陰イオン

成 分		ミリグラム (mg/kg)	ミリバル (mval/kg)	ミリバル% (mval%)
炭酸イオン	CO3--	18.1	0.60	26.20
水酸化物イオン	OH-	0.9	0.05	2.18
塩化物イオン	Cl-	8.3	0.23	10.04
硫酸イオン	SO4--	45.0	0.94	41.05
メタケイ酸水素イオン	HSiO3-	36.3	0.47	20.52
陰イオン計		108.6	2.29	100.00

(3) 遊離成分  
非解離成分

成 分	ミリグラム (mg/kg)	ミリモル (mmol/kg)
非解離成分計	0.0	0.00

溶存物質 (ガス性のものを除く) 0.156 g/kg

## 溶存ガス成分

成 分	ミリグラム (mg/kg)	ミリモル (mmol/kg)
溶存ガス成分計	0.0	0.00

成分総計 0.156 g/kg

## (4) その他微量成分

成 分	ミリグラム (mg/kg)	成 分	ミリグラム (mg/kg)
カリウムイオン	K+	臭化物イオン	Br-
マグネシウムイオン	Mg++	ヨウ化物イオン	I-
アルミニウムイオン	Al+++	チオ硫酸イオン	S2O3--
マンガンイオン	Mn++	メタ亜ヒ酸イオン	AsO2-
鉄(II)イオン	Fe++	メタホウ酸イオン	B02-
鉄(III)イオン	Fe+++	総硫化水素	T-H2S
銅イオン	Cu++	総リン酸態リン	T-P
	<0.05		<0.05
	<0.05		<0.05
	<0.05		<0.1
	<0.05		0.013
	<0.05		<0.6
	<0.05		<0.1
	<0.05		<0.03

## 6 泉質

アルカリ性単純温泉  
(低張性・アルカリ性・低温泉)

## 7 禁忌症、適応症等は別表による。

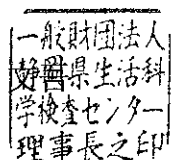
平成29年 5月19日

温泉分析機関 静岡県第1号

静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番2号

一般財団法人静岡県生活科学検査センター

理事長 明石





## 温泉分析書（追加項目）

申請者住所 東京都渋谷区桜丘町26-1セルリアンタワー15F

氏名 ジュールジャパン株式会社  
採水年月日 平成29年4月19日  
採水場所 裾野市須山字藤原2255-2677

源泉名 富士山十里木天然温泉 裾野5号 (台帳番号661-005号)

## 分析結果

項目	測定値	基準値 (総摂取量として)
ひ素	0.009 mg/kg	0.1 mg/日 以下
銅	0.05 mg/kg 未満	2.0 mg/日 以下
ふっ素	0.5 mg/kg	1.6 mg/日 以下
鉛	0.01 mg/kg 未満	0.2 mg/日 以下
水遊離炭酸	0.0005 mg/kg 未満	0.002 mg/日 以下
	2 mg/kg 未満	1000 mg/日 以下
pH	9.7	3 以上
臭気	無臭	異常でないこと。
味	無味	異常でないこと。
色度	殆ど無色	異常でないこと。
濁度	透明	異常でないこと。

備考) 温泉分析 平成29年 5月19日 (M17003号)  
アルカリ性単純温泉  
(低張性・アルカリ性・低温泉)

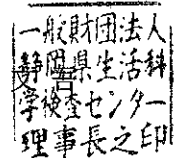
分析機関 一般財団法人静岡県生活科学検査センター

分析終了年月日 平成29年5月19日  
分析者氏名 那須野晃亨 福澤弘志 森 大地

平成29年5月19日

温泉分析機関 静岡県第1号  
静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番2号  
一般財団法人静岡県生活科学検査センター 理事長

明石





## 温泉利用（飲用）にあたっての注意

分析機関 一般財団法人静岡県生活科学検査センター  
分析書発行年月日 平成29年5月19日  
源泉名 富士山十里木天然温泉 裾野5号（台帳番号661-005号）  
湧水地又は採水地 裾野市須山字藤原2255-2677  
泉質 アルカリ性単純温泉  
（低張性・アルカリ性・低温泉）

この温泉を公共の飲用に供する場合には、温泉法、同施行規則及び静岡県温泉法施行細則により、温泉利用許可を必要とします。又あらかじめ温泉成分等の掲示について、保健所長に届出しなければなりません。

（既に利用許可を受けている方も保健所の温泉担当者に相談してください。）

### 1. 禁忌症について

禁忌症は、1回の温泉入浴又は飲用でも有害事象を生ずる危険性がある病気・病態である。なお、禁忌症にあたる場合でも、専門的知識を有する医師の指導のもとに温泉療養を行うことは妨げない。

### 2. 温泉の禁忌症及び飲用上の注意

#### （1）含有成分別禁忌症

#### （2）飲用上の注意

##### 飲用の方法及び注意

温泉は、湧出後、時間の経過とともに変化がみられるため、地中から湧出した直後の新鮮な温泉が最も効用があるといわれているが、それぞれの泉質に適する用い方をしなければ、かえって身体に不利に作用する場合もあるので、温泉の飲用は、以下の事項を守って行う必要がある。

なお、温泉を飲用に供する場合は、当該施設の設置者等は新鮮な温泉を用いるとともに、源泉及び飲泉施設について十分な公衆衛生上の配慮を行う必要がある。

- ア. 飲泉療養に際しては、専門的知識を有する医師の指導を受けること。また、服薬治療中の人は、主治医の意見を聴くこと。
- イ. 15歳以下の人については、原則的には飲用を避けること。ただし、専門的知識を有する医師の指導を受ける飲泉については例外とすること。
- ウ. 飲泉は決められた場所で、源泉を直接引いた新鮮な温泉を飲用すること。
- エ. 温泉飲用の1回の量は一般に100～150mL程度とし、その1日の総量はおよそ200～500mLまでとすること。
- オ. 飲泉には、自身専用又は使い捨てのコップなど衛生的なものを用いること。
- カ. 飲泉は一般に食事の30分程度前に行うことが望ましいこと。
- キ. 飲泉場から飲用目的で温泉水を持ち帰らないこと。
- ク. 飲用する際には、誤嚥に注意すること。

(注) 誤嚥とは、うがいや焦って飲むことなどにより、肺や気管に水分を吸い込んでしまうことをいう。なお、嚥下障害を発症している人は飲泉を行わないこと。

### 3. 療養泉の適応症

温泉療養を行うにあたっては、以下の点を理解して行う必要がある。

- ① 温泉療養の効用は、温泉の含有成分などの化学的因子、温熱その他の物理的因子、温泉地の地勢及び気候、利用者の生活リズムの変化その他諸般によって起こる総合作用による心理反応などを含む生体反応であること。
- ② 温泉療養は、特定の病気を治癒させるよりも、療養を行う人の持つ症状、苦痛を軽減し、健康の回復、増進を図ることで全体的改善効用を得ることを目的とすること。
- ③ 温泉療養は短期間でも精神的なリフレッシュなど相応の効用が得られるが、十分な効用を得るためには通常2～3週間の療養期間を適当とすること。
- ④ 適応症でも、その病期又は療養を行う人の状態によっては悪化する場合があるので、温泉療養は専門的知識を有する医師による薬物、運動と休養、睡眠、食事などを含む指示、指導のもとに行うことが望ましいこと。
- ⑤ 従来より、適応症については、その効用は総合作用による心理反応などを含む生体反応によるもので、温泉の成分のみによって各温泉の効用を確定することは困難であること等から、その掲示の内容については引き続き知事の判断に委ねることとしていること。

#### (1) 療養泉の適応症

泉質別適応症（飲用）

(注)

#### 基準の適用対象について

2. (1) 及び (2) の基準は、温泉を公共の浴用に供する宿泊施設、公衆浴場等における利用について適用する。なお、医療機関が治療行為の一環として温泉を使用する場合においては、全ての基準が適用されるものではない。

3. (1) の基準は、温泉を公共の浴用に供する宿泊施設、公衆浴場等における利用について適用する。なお、医療機関が治療行為の一環として温泉を使用する場合においては、全ての基準が適用されるものではない。また、療養泉の一般的適応症及び泉質別適応症のほか伝統的適応症を適応症として決定する場合は、専門的知識を有する医師の意見を参考とすることが望ましい。

#### 掲示の手続について

温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、温泉法第18条第4項に基づき、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意事項を掲示又は変更しようとするときは、あらかじめその内容を都道府県知事へ届け出なければならない。各都道府県知事等は届出の受理後、専門的知識を有する医師の意見を聴くことを原則とする。なお、各都道府県知事等は健康を保護するために必要があると認めるときは、届出がなされた内容を変更すべきことを命ずることができる。

適応症の掲示を3. (1) の基準に沿って行おうとする場合、公共の浴用又は飲用に供する者は、都道府県、保健所設置市又は特別区が必要に応じて定める手続を経ることとする。また、掲示内容の決定に際しては、都道府県等は専門的知識を有する医師の意見を聴くことを原則とすることが望ましい。

#### 留意事項

温泉は自然由来のものであり、ゆう出後に空気との接触による酸化、揮発性成分の揮散等により、温泉成分に変化が見られる場合もあり、実際の浴用にあたっては気温変化や利用者の多寡による変化の度合も異なるため、恒常的に分析結果を示すことは困難である。

掲示内容については、利用施設における成分分析結果に基づき行うことを原則とするが、ゆう出口と利用施設との間でその成分に差異がないと認められる場合には、ゆう出口における分析結果に基づき掲示して差し支えないとしている。よって、源泉の分析結果に基づき適応症を判断したものである場合にはその旨が温泉利用者へ分かるようにすること。また、利用施設における温泉の成分分析結果に基づいて適応症を判断した場合にはその旨を掲示することは差し支えない。

なお、加水、加温、循環（ろ過）、消毒、入浴剤添加については、温泉法施行規則第10条に基づき、公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由を掲示する必要がある。